

2023 年

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」について

中小企業診断士 大滝 俊武

2022 年 5 月 31 日、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」が公布され、労働安全衛生規則などの一部が改正されました。

従来の個別規制型→今回の自律的な管理

(主な改正項目)

- ・化学物質管理者の選任が義務付けられた(2024 年 4 月以降、義務)
 - ・事業場における化学物質管理に係る技術的事項を管理する
 - ・表示および通知に関する事項、リスクアセスメントの実施及び記録の保存、暴露低減対策、労働災害時の対応、労働者の教育等の職務

今般の改正は、化学物質による労働災害を防止することを目的としており、多くの項目が2023年4月または2024年4月に施行されます。

1. 化学物質管理体制の見直し

化学物質管理体制では、ばく露濃度の低減措置、皮膚や目に障害を与える化学物質を扱う際の保護具使用、衛生委員会での付議事項の追加などが、事業者には義務づけられます。

(1) ばく露濃度の低減措置

事業者は、労働者がリスクアセスメント対象物に暴露される程度を、以下の方法などで最小限にとどめるよう、2023年4月以降は義務づけられます(2023年4月～)。

- ・代替物の使用
- ・発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置の設置、稼働
- ・作業方法の改善
- ・有効な呼吸用防護具の使用

なお「リスクアセスメント対象物」とは、労働安全衛生法57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている危険・有害物質を指します。

また2024年4月以降、「濃度基準値設定物質」に定められた一部物質のばく露程度は、基準値以下とするように義務づけられます。

(2) 保護具の使用

皮膚や目に障害を与えることが明らかな化学物質を製造、または取扱う従業員に対しては、以下の障害等保護具を使用させるよう、2023年4月以降は義務づけられます(努力義務：2023年4月1日～)。

- ・ 保護メガネ
- ・ 不浸透性の保護衣
- ・ 保護手袋
- ・ 履物 など

また、上記を除き、健康障害を起こす可能性が否定できない化学物質を製造、取扱う従業員に対して上記の保護具を使用させることが、2023年4月以降は努力義務とされます。

(3) 衛生委員会での付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、以下4項目が追加されます。

- ① ばく露濃度の低減措置
- ② 「濃度基準値設定物質」のばく露程度を基準値以下にするための措置
- ③ リスクアセスメント対象物に関する健康診断
- ④ 「濃度基準値設定物質」について、基準値を超えてばく露したおそれのある従業員に実施した健康診断

上記のうち①は2023年4月から、②～④は2024年4月から義務づけられます。

2. 実施体制の見直し

(1) 化学物質管理者の選任

業種、規模を問わず、リスクアセスメント対象物の製造や取扱い、譲渡・提供を行う事業場では、「化学物質管理者」の選任が2024年4月以降、義務づけられます。

「化学物質管理者」とは、化学物質の管理業務を実施できる能力を有する者を指し、リスクアセスメント対象物の製造事業場では、12時間の専門的講習を修了したなかから選任しなくてはなりません。

また、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の化学物質管理者については、専門的講習を修了している必要はありません。

(2) 保護具着用管理責任者の選任

前記「化学物質管理体制の見直し」において保護具の使用が義務づけられる事業場では、有効な保護具の選択や使用状況の管理などを適切に行うことのできる「保護具着用管理責任者」の選任が2024年4月以降、義務づけられます。

なお、保護具着用管理責任者については、化学物質管理者のような要件などは定められていません。

(出所)

産業保健新聞 2022. 7/8

<https://news.doctor-trust.co.jp/?p=52099>